

特集 ● 全国一律最低賃金をめぐる諸問題

最賃闘争と社会的な賃金闘争の課題

斎藤寛生

1 なぜ、「最賃アクションプラン」か

「世界で一番企業が活動しやすい国」を掲げたアベノミクスの新自由主義改革が乱暴に推進されるもとで、格差と貧困が加速度的に拡大し、労働者・国民の暮らしはますます苦しくなり、経済の低迷とともに、少子高齢化・人口減少問題など、日本社会の危機が進行している。

安倍政権は「雇用は改善」と強弁するが、増えたのは非正規雇用労働者であり、1997年の1152万人から2012年1813万人、15年1980万人と、828万人も増加（総務省「労働力調査」）した。反対に、正規雇用労働者は97年の3812万人から12年3340万人、15年3304万と、508万人も減少（同前）し、非正規率は97年の23.2%から15年には37.5%にまで増加した。

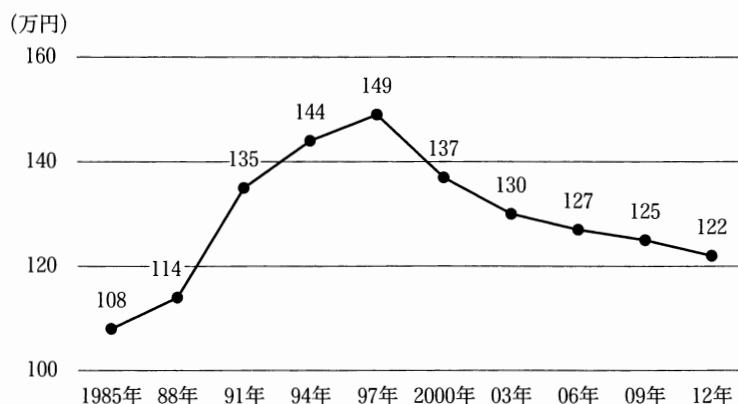
その結果、ワーキングプア（働く貧困層）が増え続け、国税庁「民間給与実態統計調査」によれば、年収200万円以下は2014年に1139万人、24.0%に達している。反対に、富裕層も増え続け、年間所得5億円超は2010年の578人から、12年748人、13年1415人と2.45倍化（国税庁「申告所得税標本調査」）し、その所得の内

訳では「株式等の譲渡」が78.5%を占めている。

また、総務省「就業構造基本調査」で見ると、厚生労働省も“結婚の壁”と認めている年収300万円未満は、1997年の2462万人が2012年には3044万人に増え、有業者の55.1%（正規雇用で28.8%、非正規雇用で89.1%）に達している。とくに、青年層は深刻で、年収300万円未満は、12年に男20代後半48.3%・30代前半32.8%、女20代後半71.8%・30代前半69.4%となっている。

日本の貧困率は、OECD加盟34カ国中でワースト6位という高水準である。子どもの貧困率は16.3%でOECD加盟国平均を大きく上回り、とくに、ひとり親家庭の貧困率は54.6%と、加盟國中、ダントツのワースト1位である。いまや日本は、世界でも有数の“貧

図1 相対的貧困線の推移



困大国”だ。見落としてはならないのは、貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）が1997年の149万円が2012年には122万円まで降下していることだ。物価等が上昇している中での貧困線の下落は、低賃金労働者の増加に他ならず、貧困化がすすむなかで、生活レベルの低下を示している。

そうした苦難の打開は、まさに国民的な緊急課題であり、労働運動の役割発揮が求められている。そのため全労連は、最低賃金・公契約・公務賃金改善など「社会的な賃金闘争」を大きく位置づけ、2015年度から「全国一律最賃制の実現を求める法改正署名」を通年の取り組みとして開始した。そして、「地域活性化大運動」を提起し、賃金の底上げと中小企業支援の抜本的な強化を重点に、地域の労働組合や経済団体、商店街をはじめ諸団体との対話・懇談運動などを推進してきた。

安倍政権が「一億総活躍プラン」で最賃1000円や同一労働同一賃金などを掲げざるを得なくなったのは、私たちの運動と世論に押されてのことである。同時に、それだけ日本経済の矛盾が深刻化しているということだ。

経済のグローバル化と新自由主義改革の弊害があきらかになるなかで、世界の多くの国で最低賃金引き上げのたたかいが大きく前進している。日本でもAEQUITAS（エキタス）をはじめ若者の新たな運動が注目を集めるなどの変化がはじまっており、飛躍の可能性が高まっている。

全労連として、こうした「社会的な賃金闘争」をいっそう強めるとともに、その戦略的な中心課題として、全国一律最賃制の実現を大きく位置づけ、とりくみを抜本的に強化する。

日本の労働者の賃金が低く抑えられているのは、労働組合の組織率の低さにくわえ、最低賃

金が地域別に分断され、「支払い能力」論によって低く抑えられているからである。2007年の最賃法改正以降、毎年の改定額はそれまでの数円から引き上がり、2016年改定では全国加重平均は25円増の823円となった。それでも、フルタイムで働いても生活保護基準以下の収入にしかない。さらに最低額714円、最高額932円と、格差が4円ひろがり218円となるなど、現行制度の限界は明らかになっている。

経済のグローバル化と新自由主義改革が進行し、コストカット競争と労働力の移動が加速するもとで、世界の多くの国々でも法律に基づく賃金の底上げ・下限規制、最低賃金引き上げのとりくみが強化されてきた。この日本においても、最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制を実現することが強く求められている。

全国一律最低賃金制の創設で、働く人々の賃金を大きく底上げできれば、それは雇用労働者だけではなく、中小企業者や自営業者、農民、年金生活者や生活困窮者にも影響し、ナショナルミニマムとしての「国民生活の最低保障」を確立する大きな一歩ともなる。それが、内需を拡大し、日本経済の再生につながることは間違いない。アベノミクスの新自由主義改革への対抗軸として特別に重視し、中小企業支援の強化と一体で、持続可能な地域循環型の経済・社会に転換していく戦略的な課題として推進する必要がある。

また、最近のいくつかの判決（例えば神奈川県最賃裁判）で、「たとえ、最低賃金や年金が低くても、生活保護や社会保障などをあわせたトータルで最低生計費を保障できればいい」という趣旨の極めて不当な司法判断が示されたことへの反撃としても重視し、“賃金とはなにか”をあらためて問い、8時間普通に働けば人

間らしい暮らしが保障される賃金水準を実現する契機としていく必要がある。

全労連は、第28回定期大会で「全国最賃アクションプラン」を確認し、4年を目途に、法改正を視野に置き、集中したとりくみを展開して、全国一律最賃制の実現をめざすこととした。

2 最低賃金をめぐる当面の課題

全労連では、「最低賃金対策委員会」を発足させ、アクションプランの具体化をすすめている。そのなかでいくつかの課題が出てきた。それは、以下のような課題である。

- 1) 全国一律最低賃金制とは、どのような制度なのか。そのイメージの統一を進める。
- 2) 審議会のあり方について、中央最低賃金審議会の役割と地方最低賃金審議会の存在。
- 3) 全国一律最低賃金の水準、生計費にあわせたとき、現存する地域間格差との整合性。
- 4) 新しい最低賃金法をつくるのか、現行法の改正のどちらを選択するか。
- 5) 2007年3月に発表した「全労連最低賃金要求大綱」の見直し。

①全国一律最低賃金制度のイメージと審議会の役割について

「全国一律最低賃金」となれば、北海道から沖縄まで、大都市も地方も同じ金額で設定されるものと思われる。しかし「最低賃金アクションプラン」が参考にしているのは、1974～75年に国会に提出された4野党共同提案の「最低賃金法案」である。

その法案では、中央最低賃金審議会が「全国一律最低賃金」を決め、地方最低賃金審議会は、その最低賃金が適当かを審議し、地方で改正できる仕組みになっている。つまり、中央最低賃

金審議会が決めるのは、全国の最低額であって、都道府県ごとの事情を勘案して、独自の水準を決められるようになっている。

確かに、金額を「中央最低賃金審議会で決めれば終わり」や「法文要件」にしてしまうと、最低賃金は硬直化し、引き上げも抑制されやすい。実際、アメリカの連邦最低賃金はその典型である。運動的にも、中央最低賃金審議会へ攻め上がるだけで、地域での最低賃金引き上げの取り組みは弱くなる。しかし、地方最低賃金審議会での決定を残すことは、最低賃金の地域間格差の存在を認めることにつながる。それと全国一律最低賃金制度の矛盾はないのか、など政策的な詰めが必要になっている。

また地方最低賃金審議会の役割を「特定最低賃金」の決定だけに封じ込めてしまうことが適当かという課題もある。これらのイメージを一致させることは、アクションプランをすすめる上で、大きなポイントとなる部分である。

②最低生計費試算調査が示したこと

全労連が全国で取り組んでいる、「最低生計費試算調査」は、マーケットバスケット方式を採用し、全国各地で同様の基準に基づいて最低生計費を試算している。算出された最低生計費は、北海道、東北の寒冷地でも、静岡や広島、四国などでも大きな格差はなく、ほぼ同額になっている。金額については、様々な意見があるが、最も重要な視点は、「最低生計費は全国どこでも大きな差はない」ということである。

最低賃金を「生計費原則」で算出することになれば、現行のような異常な地域間格差は生まれにくいことが立証できたことになる。

全労連は、地域間格差の解消をすすめ、全国一律最低賃金制度の創設を求め続けている。

「地域間格差」は、日本国憲法第14条の「法の下の平等」に反する「差別」であり、最低賃金法1条の「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」という目的を反故にし、憲法13条の「個人として尊重される」にも反する処遇だと考えている。については「ランク分け」を行うことの是非について検証し、地域経済の発展を阻害する、現在の「ランク分け」を廃止し、全国一律最低賃金制度をめざすことを求めている。

もうひとつの大きな問題として、中央最低賃金審議会が、貧困問題についてまともに議論していないことがある。最低賃金法第9条2項にある「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」にある“3要素”に基づいて、引き上げ幅のみを審議している。そこには、憲法25条の「生存権」を保障するナショナルミニマムや、最低生計費、地方再生、人口問題などの考えはない。数字の並べ替えや掛け合わせで、都道府県を“評価”し、それに基づく「身の丈にあった」暮らしを強要する根拠を示すだけの機関となってしまうている。

最低賃金法第1条の「目的」は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」としている。

しかし現行の中央最低賃金審議会が果たしている役割は、経済の縮小に手を貸すような方向を推し進める結果となっている。中央・地方最低賃金審議会として、その役割と価値が再検証される必要性が求められるところまで来た。

3 目安全協のまとめの方向に関する問題点

全労連は、現行の最低賃金制度は3つの致命的な欠陥に収斂される则认为る。

①低い日本の最低賃金水準、先進国では、月収20万円が一般的

2007年の最低賃金法改正で、最低賃金額と生活保護の逆転状況の解消が法文に明記され、法改正後の引き上額は2桁となり（11年は東日本大震災のため7円）、07年からの10年間で150円も引き上がった。

表2：厚生労働省の最賃と生活保護との比較方法の問題点（全労連の要求）

- | |
|--|
| ①労働時間を長く算定（年間上限の2085時間を使用）
→月150時間（年1800時間）で計算すべき |
| ②税金と社会保険料控除を安く算定（沖縄の値で計算）
→各地の実態を踏まえて計算すべき |
| ③勤労必要経費（勤労控除）を算入していない
→労働者の生計費だから含めて計算すべき |
| ④生活扶助額を少なく算定（加重平均を用いている）
→県庁所在地（県内最高値）で計算すべき |
| ⑤住宅扶助を少なく算定（生保受給者の実勢値で計算）
→制度の基準額を用いて計算すべき |

厚生労働省は「生活保護との乖離は解消した」と主張するが、あくまでも、生活保護額を高く、最低賃金額を低く計算する“捻じ曲がった”比較対象方法（表2参照）を用いており、全労連が要求している基準で比較すれば、すべての都道府県の県庁所在地で生活保護との逆転状況は解消していない。

先進国の最低賃金は、全国一律で時給1000円～1300円、月額20万円が当然である。

2016年2月、経済開発協力機構（OECD）による加盟25カ国の2014年の購買力平価による実質最低賃金が発表された。最も高い上位3カ国はルクセンブルク（12ドル/約1414円）、フランス（11.5ドル/約1312円）、オーストラリア（10.8ドル/約1232円）。日本は7.3ドル（約832円）でアメリカと並んで11位、韓国は6.1ドル（約695円）で13位だった。

しかし、日本と同位だったアメリカでは、ファストフードに働く労働者が「時給15ドルと労働組合を認めろ」と声を上げ、ファストフード労働者の組織化の運動をすすめながら、ストライキやデモ行進などのたたかいで市民との合意を広げ、世論を見方にして大きな運動を起こした。この「地域社会が味方なら多数派になれる」とした「Fight for \$15 and Union」のたたかいは、大統領選の公約にも影響し、州や市の最低賃金引き上げが相次ぎ、約1200万人の賃上げにつながっている。

②地域間格差の温床：地域別最低賃金

2016年の改定で地域最賃の差は218円に広がり、06年の109円から10年で2倍化した。現状では、同じ仕事で働いても地域によって年収で40万円超の差になる。

中央最低賃金審議会では都道府県ごとにA～Dランクの格付けが行われ、生活保護では、市区町村ごとに1級地1、2～3級地1、2の6段階に格付けられるなど、地域間格差が制度化されている。しかし、その“つくられた格差”によってつくられた最低賃金の差は、実賃金にも連動し、賃金の低い地方から高い地方に人を流出させている。それが地方・地域の人口減少を招き、地域の消費購買力を縮小させ、地域の活力を失わせている。特にC、Dランクの地方が、

表1 購買力平価による実質最低賃金の国際比較

順	国名	ドル値	円換算
1	ルクセンブルク	12.4ドル	1,414円
2	フランス	11.5ドル	1,312円
3	オーストラリア	10.8ドル	1,232円
4	ベルギー	10.7ドル	1,186円
5	オランダ	10.4ドル	1,186円
6	アイルランド	10.3ドル	1,175円
7	ニュージーランド	9.6ドル	1,095円
8	英国	9.0ドル	1,027円
9	カナダ	8.2ドル	935円
10	スロベニア	7.5ドル	855円
11	アメリカ	7.3ドル	832円
11	日本	7.3ドル	832円
13	韓国	6.1ドル	695円
14	イスラエル	5.8ドル	662円
15	スペイン	5.5ドル	627円

※OECD資料より

さらに衰退するのを止めるため、全国一律最低賃金制度の確立が必要だ。

地方からの声は、「地域間格差の解消」が最も強く、それが地域創生を阻害し、人口流出に拍車をかけていると述べている。つまり、最低賃金審議会が、地域のランク分けを“認定”し、固定化することが、地域の疲弊の温床になっていることに対する、最低賃金審議会としての政策的責任が問われている。

世界的に見ても、最低賃金制度は「全国一律最低賃金制」が主流であり、日本のような国が、地域別制度なのは異常なのだ。この異常な実態について、中央最低賃金審議会の公益委員は「最低賃金法（特に第9条2項の“3要素”）に基づいて判断することが中央最低賃金審議会の役割」として、毎年を目安を答申している。となれば、こうした異常を解消するには、最低賃金法を改正するしか道はないことになる。つまり地域間格差を解消するには、最低賃金法を改正する必要があることは明らかである。

③世界でも例のない「支払能力」

日本の最低賃金決定の考慮要素は、日本が批准するILOの最低賃金決定条約からも外れている。生計費原則の視点が弱いこと、そして世界に類のない「事業の支払能力」規定があり、地域間格差の元凶になっている。

厚労省は、「生計費」「賃金相場」「支払能力」の“ウエイト”は均等と言うが、実際は、「支払能力」に偏った審議が行われている。

2013年、国連の社会権規約委員会は、日本政府に「労働者及びその家族が人間らしい生活を送ることが可能となることを確保する観点から、最低賃金の水準を決定する際に考慮する要素を再検討すること」を求めるなど、最賃の水準の低さとあわせて、基準の見直しも勧告した。

先進国で、「支払い能力」を根拠にしているのは、日本だけだ（表2）。労働者の最低限のくらしを保障する労働基準を企業活動の大小で決めるのは明らかな“誤り”である。

審議会では使用者側委員が、「中小企業がつぶれる」と抵抗する。でも「最賃を30円引き上げたら何社がつぶれるか」という公益委員の質問には答えられない。支払能力という根拠のない“脅し文句”を、最低賃金を抑える道具

として悪用させないようにする必要がある。

④目安全協の答申の方向の問題点

一昨年秋から始まった「目安制度のあり方に関する全員協議会」（目安全協）は、2年近くの間、討議を経てまとめた。大きな問題点は、A～Dの4ランク制度を維持すること、各種指標の見直しである。議論の中では、生活保護に代わる“新たな水準”についての議論も行われたが、立ち消えになっている。

1. ランク分けを維持する問題点

都道府県ごとにランク分けすることは、地域を“経済指標”によって「差別」することであり、地域の経済指標によって同じ労働でも、その価値が変えられてしまうことである。それが、実際に地方から都市部への労働者の移動となって表れ、隣接する地方の間でも発生し、諸事情で通勤に時間かけられない人たちなどを除く若年労働者の都市部への「移動」を招いている。その反動で地方・地域の高齢化、過疎化に拍車をかけ、地域経済を疲弊させる一因になっていると指摘されている。

地域経済には、その地方の産業構造や人口動態など、様々な特性があり、それらを数値化し

て比較することによってどのような意味があるのだろうか。数値で「均一化」することは、地域の特性を否定することになるのではないかと。実際、中央最低賃金審議会が求める「地域像」や政策が見えてこない。

歴史的経過を見れば、1977年12月15日に出された「中央最低賃金審議会答申」では、「労働大臣から諮問のあった際、

表2 「事業の支払能力」は日本だけ。なくすべき！

	賃金水準	社会保障給付	労働者家族のニーズ	インフレ・生計費	雇用率	経済動向	労働生産性	事業の支払い能力	基準なし
日本	○	○※		○				○	
中国	○	○		○	○	○	○		
韓国			○	○			○		
カナダ	○					○			
米国									○
フランス	○		○	○		○			
ドイツ									○
イギリス						○			
オランダ	○	○			○				

※生活保護に係る施策との整合性を配慮

資料：「月刊全労連」2013年5月号：丸谷浩介佐賀大学教授の論文より。

重要参考資料として提出された労働4団体（日本労働組合総評議会、全日本労働総同盟、中立労働組合連絡会議、全国産業別労働組合連合）の全国一律最低賃金制についての統一要求および4政党（日本社会党、日本共産党、公明党、民社党）共同提案の最低賃金法案に留意しつつ、最低賃金の中央決定方式を中心として審議をすすめた」と記載されている。つまり全国一律最低賃金制度に留意しつつ、「できるだけ全国的に整合性ある決定が行われるよう、中央最低賃金審議会は、目安を作成し、これを地方最低賃金審議会に提示する」と結論づけた。その結果、翌年以降の目安審議で、現行の目安答申に基づく地域別最低賃金制度が出来上がっていった。

留意すべき方向性の結論として実施された制

度によって、地域間格差が毎年拡大し、2006年の109円だった地域間格差が、2016年には218円と2倍に拡大したことは、最低賃金法第1条の「国民経済の健全な発展に寄与すること」に逆行するもので、制度に問題があるといえる。

第17回目安全協の資料では、A～Dランクは温存し、3県のランクを変えただけでランク分け制度は継続し、深刻化する地域間格差の解消には背を向ける内容となっている。

2. 新指標案の問題点

目安安全協の資料（表3）によれば、従前の「20指標」を「19指標」にする改定案が示された。そこで特に理解できないのは、⑭の「地域別最低賃金」が指標案に加わったことだ。これは、中央最低賃金審議会として、現行の賃金

表3 ランク区分の見直しの基礎とする指標案（平成28年度）

	現行 20 指標	新指標案・19 指標
所得・消費関係	① 1人当たりの県民所得	① 左同
	② 雇用者一人当たりの雇用者報酬	② 左同
	③ 都道府県庁所在都市別2人以上世帯の1ヶ月当たりの支出	③ 世帯1人当たり消費支出（単身世帯）
	④ 都道府県庁所在都市別消費者物価地域差指数	④ 消費者物価地域差指数
	⑤ 都道府県庁所在都市別標準生計費（1人世帯と4人世帯を平均）	⑤ 1人あたり家計最終消費支出
給与に関する指標	⑥ 所定内給与額（5人以上）	⑥ 左同
	⑦ 常用労働者所定内給与額（5人以上）	⑦ 左同
	⑧ 常用労働者所定内給与額（中位数（30人未満等）	⑧ 左同
	⑨ 常用労働者定期給与（1～4人）	
	⑩ パートタイム女性労働者所定内給与額（5人以上）	⑨ パートタイム労働者所定内給与額（5人以上）
	⑪ 常用労働者定期給与第1・二十分位数（1～4人）	
	⑫ 所定内給与第1・二十分位数（5～29人）	
		⑩ 所定内給与第1・十分位数（5人以上）
		⑪ パートタイム労働者所定内給与第1・10分位（5人以上）
	⑬ 常用労働者定期給与第1・二十分位数（1～4人）	⑫ 常用労働者定期給与第1・十分位数（5人以上）
	⑭ 新規高卒者の初任給（10人以上）	⑬ 左同
	⑮ 中小・中堅春季賃上げ妥結額※	
		⑭ 地域別最低賃金
企業経営に関する指標	⑯ 1就業者当たり年間製造品出荷額（4人以上）	⑮ 1事業従業者あたり付加価値額（製造業）
	⑰ 1有業者あたり年間出来高（建設業）	⑯ 1事業従業者あたり付加価値額（建設業）
	⑱ 1就業者当たり年間販売額（卸売業、小売業）	⑰ 1事業従業者あたり付加価値額（卸売業、小売業）
	⑲ 1就業者当たり年間事業収入額（一般飲食業）※	⑱ 1事業従業者あたり付加価値額（飲食サービス業）
	⑳ 1就業者当たり年間事業収入額（サービス業）※	⑲ 1事業従業者あたり付加価値額（サービス業）

※：資料出所となる統計調査が廃止

水準を決める要素として「地域別最低賃金」が一定の位置を占めさせることを認めたことと考える。それは、現行の地域別最低賃金が、様々な地域間格差の温床であることを知りながら、さらにその地域間格差を固定化する要素として位置づけることになる。その意味から、「地域別最低賃金」を指標に加えることは反対である。

総務省の「小売物価統計調査」による「消費者物価指数」では、最も高い東京都を100とした場合、最も低い宮崎県は91.7で、その差は8.3ポイントで、「地方は物価が安い」という“風評”は正しくない。

一方で、企業経営関係の数値の⑮～⑲で、各種業種別の「1事業従事者当たりの付加価値額」が示された。この比較では、製造業で山梨が「100」となっている以外、すべて東京と他の道府県で大きく格差がついている。「指標案による総合指数及び諸指標の状況」(資料No.3)を見ると、人口が集中する東京の「一人勝ち」で、他の道府県との格差は拡大するばかりなのは一目瞭然である。

ここでの付加価値とは「付加価値＝売上高－外部購入費用」と定義されている。さらに仔細に見ると、この付加価値は人件費、賃貸料、租税公課、減価償却費、営業利益等(及び知的財産権の使用料等)からなるとされる。つまり、「人件費」を上げれば付加価値も上げざるを得ず、労働生産性もおのずと引き上げられる。労働生産性の高い国々では人件費は軒並み高くなっているが、日本で見れば、「雇用の流動化」に誘引された非正規労働者の増加などによる人件費の引き下げ策が、日本の労働生産性を毀損させている。こうした「廉価販売」を煽るような数値を、最低賃金のランク分けの判断要素に加えることはふさわしくない。

中央最低賃金審議会の役割は、各種経済指標を数値化して「総合指数化」することで、都道府県を“同一の地域特性”として捉えて差別化し、「〇〇県は指数が低いから賃金は安くてもいい」と、“評価”を下し、その差別に“お墨付き”を与えるのではなく、地方・地域に安定した職住環境・労働条件等を導く基礎を提供することだと考える。

そうすると、毎年拡大を続ける地域間格差は、現行の最低賃金制度によって醸成されたもので、その結果、格差が拡大・固定化し、差別を当然視する風潮が定着し、それが住民の所得格差へも影響している。それが消費を冷え込ませ、地域経済の発展を阻害している。

日本も批准しているILO第131号条約第3条(a)は、最低賃金の水準の決定にあたって考慮すべき要素として、「労働者及びその家族の必要であって国内の賃金の一般的水準、生計費、社会保障給付及び他の社会的集団の相対的な生活水準を考慮に入れたもの」を第一義的に取り入れることを謳っている。全労連は、生計費原則を最重点の指標として堅持し、「支払能力」を過大評価しないように改善し、さらに、最低賃金法第9条第2項の「三要素」(生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力)についての再検討を強く求めている。

本来、最低賃金制度は市場メカニズムには馴染まないものだ。一般に経済学では、雇用量と賃金は労働の需要量(求人数)と供給量の一致する点で決定され、この均衡賃金の下では失業は存在しない。最低賃金法は社会保障の観点からこの均衡賃金を低いと判断し、それより高水準に最低賃金を設定する。しかし、現行の指標からの目安方式では、所得格差を是正すべき最低賃金が、逆に格差を拡大している。

「最低賃金アクションプラン」は、こうした問題点を改善し、低賃金労働者の生存権を確実に確保できる制度に転換する大運動である。

4 どのような運動をすすめるか

大企業だけが儲けを続け、非正規労働者が全労働者の4割を超え、貧困と格差が広がり、長時間労働とブラック企業が蔓延する国、日本。それを解決するために、最低賃金法を変えて、「8時間働けばどこでもだれでも人間らしいくらしができる賃金」を実現する運動が「最低賃金アクションプラン」である。

全労連は、すべての働く人々の賃金引き上げ・底上げで、日本経済の回復をつくりだし、職場と地域が一体となった「社会的な賃金闘争」に取り組み、市民との対話、団体との懇談・共同・運動をひろげて、法改正に向けた大きな世論と波をつくっていく。その力を集めて、2020年には、全国一律最低賃金制度の創設を掲げた最低賃金法への改正をめざす「全国最低賃金アクションプラン」に取り組み始めた。

それは同時に、安倍政権が最賃平均1,000円を掲げ、同一労働同一賃金を検討すると述べた状況を活かして、「いますぐ最賃1,000円」の政治的決断を迫り、最低賃金引き上げによる底上げの取り組みを、組織拡大・強化に結びつける運動として、すべての職場・地域で力を集中する大運動でもある。

いま、全労連は、「このまちを元気にすることが、日本経済の立て直し」という「地域活性化大運動」に取り組んでいる。地域の非正規労働者の賃金が改善されれば、それは消費に直結し、地域経済に活気を与えていく。

全労連は、最低賃金の取り組みを「地域活性化大運動」の柱として、各種団体との合意づく

り、非正規労働者の労働組合加入の取り組みを全国で起こすことで、「これまでにない一大闘争」として、すべての組織が「アクションプラン」を具体化して、力を集めて以下の6点に取り組むことを呼びかけている。

- ① 全組合員規模のとりくみとし、全組合員学習を行いながら、法改正署名をすすめる。
- ② 宣伝と世論づくりを重視し、いっせいで宣伝行動や組織化を系統的・攻勢的にとりくむ。
- ③ 諸団体、中小企業経営者との一致点を広げるため、「地域活性化大運動」と結んで、各県・地域、各種産業分野での対話・懇談を積極的にすすめる。
- ④ 法改正を現実的課題に持ち上げるため、多くの労働団体や著名人・学者・弁護士などと協力して新しい共同の結成をめざし、すべての都道府県と地方議会での決議に取り組む。
- ⑤ 人手不足の解決とあわせて、産業・職種別の賃金底上げを強める。若者の労働組合加入を重視し、低賃金労働者を主役とした運動や実態告発等のとりくみをすすめる。
- ⑥ 「今すぐ最賃1,000円以上」の実現と特にC・Dランクの格差是正をめざし、2017年改定に向けては政府に政治的決断を迫る。同時に、重点自治体を明確にして、賃金下限規制のある公契約条例を飛躍させる。

(さいとう ひろお・全労連賃金・公契約対策局長)